

高岡医療圏カルテ連携「家持あんしんネット」運用管理規程細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この運用管理規程細則は、高岡医療圏における地域医療連携を促進するためのネットワークシステム（以下「家持あんしんネット」という。）を安全かつ適切に運用管理するための諸手続を定めるものとする。

第2章 家持あんしんネットの運用管理

(システム管理責任者)

第2条 システム管理責任者は、家持あんしんネットの安全かつ適正な運用管理を行うため、次の業務を行う。

- (1) 家持あんしんネットの利用に係る参加機関管理責任者の指導及び監督
- (2) 家持あんしんネットの利用に係る利用機関識別番号（利用機関コード）、利用者識別番号（ユーザID）及び暗証番号（パスワード）の管理
- (3) その他家持あんしんネットの運用及び管理に関すること。

2 システム管理責任者は、前項の業務を補助するため、システム管理補助者を置くことができる。

(システム管理補助者)

第3条 システム管理補助者は、システム管理責任者が指名する。

2 システム管理補助者は、システム管理責任者の指示を受け、次の業務を行う。

- (1) システム管理責任者の業務の一部の代行
- (2) システム管理責任者不在時の業務の代行

3 システム管理補助者は、業務状況について、適宜、システム管理責任者に報告しなければならない。

(参加機関管理責任者)

第4条 参加機関管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 当該参加機関に設置したシステム管理責任者が許可した機器（以下「接続機器」という。）の管理
- (2) 当該参加機関に設置した接続機器において発生した障害への対応
- (3) 当該参加機関の利用者の指導及び監督
- (4) アクセスしたデータの管理

(ウイルス対策)

第5条 参加機関管理責任者は、家持あんしんネットへのコンピュータウイルスの侵入の防止等セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

2 利用者は、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルスが家持あんしんネットに侵入しないよう注意しなければならない。

(参加申込等)

第6条 参加機関の長は、家持あんしんネットに参加しようとする場合は、家持あんしんネット参加申込書（様式6-1又は様式6-5）及び家持あんしんネット参加同意書兼誓約書（様式6-3）により、家持あんしんネット事務局に申請を行わなければならない。

2 参加機関の長は、当該参加機関に参加機関管理責任者を置く。

3 参加機関管理責任者は、利用者を定める。

4 参加機関管理責任者は、利用者が家持あんしんネットを利用しなくなった場合には、速やかに家持あんしんネット利用者変更届（様式7）により、家持あんしんネット事務局に登録抹消申請を行わなければならない。

5 参加機関管理責任者は、利用者又は接続機器の変更があった場合は、速やかに家持あんしんネット利用者変更届（様式7）又は家持あんしんネット接続機器確認書（様式6-4）により家持あんしんネット事務局に変更申請を行わなければならない。

6 システム管理責任者は、長期間利用していない利用者の登録を抹消することができる。

7 家持あんしんネット事務局は、第1項、第4項及び第5項の参加申込等にかかる書類をシステム管理責任者に提出することとする。

(利用者)

第7条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 自らの利用者識別番号（ユーザID）及び暗証番号（パスワード）を他人に開示し、又はこれを第三者に利用させること。

(2) Winny その他のP2Pファイル交換ソフトの接続機器へのインストール及びそれを使用すること。

(3) 接続機器の設置場所を変更すること。

(障害の発生)

第8条 利用者が第5条又は第7条の規定に違反することにより、家持あんしんネットに障害を発生させ、又は接続機器を亡失若しくは破損させた場合、当該参加機関は、故意又は過失の程度に応じ、修理又は復旧に要した費用を負担しなければならない。

第3章 家持あんしんネットの運用

(家持あんしんネットの接続手順)

第9条 参加機関管理責任者は、家持あんしんネット利用のために必要な次に掲げる諸作業を実

施するものとする。

- (1) 家持あんしんネットの運営上必要とされるセキュリティ基準に適合した機器及び通信手段を準備すること。
- (2) 家持あんしんネット参加機関内の管理運用規程を作成するとともに、利用者に周知徹底させること。

(システム管理責任者)

第10条

- 1 システム管理責任者は、家持あんしんネット参加申請に基づき、家持あんしんネットの利用権限を参加機関に与えるとともに、家持あんしんネット側の受け入れ体制を準備整備する。
- 2 システム管理責任者は、家持あんしんネット参加申請に基づき、家持あんしんネットの公開権限及び利用権限を参加機関に与えるとともに、家持あんしんネット側の受け入れ体制を準備整備する。

(公開手順)

- 第11条 家持あんしんネットを利用し、診療情報を参照する場合は、診療情報を参照する参加機関（以下「参照施設」という。）又は診療情報を提供する参加機関（以下「公開施設」という。）いずれかの主治医が患者に対し、家持あんしんネットに関する説明を行い、同意を得るとともに、同意書（様式4）を記入し、公開施設に送付する。
- 2 公開施設は、診療情報の提供を依頼する連絡を受けた場合、速やかに診療情報を提供する。（詳細は、別紙「家持あんしんネット利用者マニュアル」を参照。）
 - 3 第1項の規定に基づき同意した患者が、その同意を撤回する場合は、同意撤回届（様式5）を家持あんしんネット事務局に提出する。
 - 4 家持あんしんネット事務局は、診療情報の提供を撤回する連絡を受けた場合、当該診療情報の提供を中止する旨を公開施設および必要な参照施設に連絡するとともに、遅滞なく、当該診療情報の提供を中止しなければならない。（詳細は、別紙「家持あんしんネット利用者マニュアル」を参照。）

(公開情報)

- 第12条 利用者は、家持あんしんネットを利用し、公開施設が保有する診療情報を参照することができる。ただし、利用者が参照できる診療情報の範囲及び期間については、各公開施設において定めるものとする。

(公開対象患者)

- 第13条 利用者が診療情報を参照できる患者は、第11条第1項の手続きにより同意を得た患者に限る。

(様式)

- 第14条 家持あんしんネットの参加申込等にかかる書類は、別紙様式のとおりとする。

附 則

この運用管理規程細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 12 月 12 日 改訂 （公開手順、名称変更）

令和 8 年 4 月 1 日 改訂 （名称変更）